

## 欧米で強まる強制労働生産品への規制

### ◆EUは強制労働生産品の販売・輸出規則案に合意

2024年3月、EU理事会と欧州議会は、強制労働により生産された製品のEU内での販売およびEUからの輸出を禁止する規則案に合意したと発表した。今後、EU理事会と欧州議会それぞれで承認手続きに入り、承認後、3年を経て施行される。

EU域内において強制労働の疑いがある製品については加盟国政府、EU域外については欧州委員会が調査を実施し、強制労働の疑いが濃厚な場合は、事業者に対し製品の回収・廃棄を命ずることができる。

### ◆米国は22年に「ウイグル強制労働防止法」を施行

米国では、22年6月、中国の新疆ウイグル地区に関連する製品の輸入を原則禁止とする「ウイグル強制労働防止法（UFLPA）」が施行された。UFLPAでは、実際に強制労働により生産されたか否かに関わらず、ウイグル地区で生産された製品については、強制労働とは無関係であると輸入者が証明出来ない限り、米国への輸入が禁止となっている。24年2月には、ドイツのVWグループのポルシェ、ベントレー、アウディの自動車数千台がウイグル地区で生産された部品の使用を理由に、米国税関に輸入を差し止められる事例が発生した。

### ◆日本はガイドラインを制定し、企業に人権尊重の取組みを促す

日本では、欧米のように強制労働生産品の販売や輸出入を禁止する法規制はないが、22年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が公表された。このガイドラインでは、サプライチェーン全体で人権尊重の取組みを行うべきと提唱しているほか、具体的な取組み方法、取引先に人権侵害が発覚した際の対応方法、情報開示の方法などが紹介されている。

サプライチェーンが広範囲にわたる企業は、人権侵害の有無を調査するのは容易ではない。しかし、欧米では強制労働生産品に対する規制が強まっており、また企業のサステナビリティ情報開示に人権を含める動きが広がっていることから、日本企業も積極的な対応が求められそうだ。

【今村弘史】